

○岡山県農林水産総合センター生物科学研究所遺伝子組換え実験等安全委員会規程

平成 23 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、岡山県農林水産総合センター生物科学研究所遺伝子組換え実験等安全規程第 4 条第 2 項の規定に基づき、岡山県農林水産総合センター生物科学研究所遺伝子組換え実験等安全委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営について定めるものとする。

(任務)

第 2 条 委員会は、遺伝子組換え生物等の安全な取扱いに関する次に掲げる事項について審議、調査等を行うとともに、これらの事項に関し指導、助言又は勧告を行うものとする。

- (1) 遺伝子組換え実験等の計画に関すること。
- (2) 遺伝子組換え実験施設の設置等に関すること。
- (3) 教育訓練及び健康管理に関すること。
- (4) 事故発生の際の必要な処置及び改善策に関すること。
- (5) その他遺伝子組換え生物等の安全な取扱いに関する必要な事項

2 委員会は、遺伝子組換え実験等安全主任者及び実験管理者に対し必要な報告を求めることができるものとする。

(組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 遺伝子組換え生物等の使用等に携わる研究所の携わる研究所の研究機関長である農林水産総合センター生物科学研究所長
- (2) 職員の健康診断等を所管する課の長又は労働安全衛生法で定める安全衛生推進者若しくは衛生推進者
- (3) 遺伝子組換え実験についての専門家 若干名
- (4) その他、所長が必要と認めた者 若干名

2 前項第 4 号の委員は、センター長が委嘱する。

(任期)

第 4 条 前条第 1 項第 4 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

(委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置き、委員長は、各委員の互選により選任する。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代行する。

(議事)

第6条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、議事を開き、議決をすることができない。ただし、岡山県遺伝子組換え実験等安全規程第18条に規定する機関承認実験及び第20条に規定する機関承認実験に係る変更の申請の議事については、委員からあらかじめ文書により賛否の回答を得た場合は、出席したものとみなす。

- 2 委員会の議事は、出席した委員の3分の2以上の多数をもって決する。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、農林水産総合センター生物科学研究所において処理する。

(雑件)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

(施行日)

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行前の岡山県生物科学総合研究所遺伝子組換え実験実施規程第4条第4項第5号の規定による委員は、この規程の施行の日に第3条第1項第4号の規定による委員に委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の委員としての任期は、第4条第1項本文の規定にかかわらず、同日における旧委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。